

# 高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会

神戸町デイサービスセンター

神戸町訪問介護ステーション

神戸町社協居宅介護支援事業所

## 1. 基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に努めます。また、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、又は契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 本会では、虐待発生防止に努める観点から、高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は代表者会議メンバーで構成し、委員長は本会事務局長とし、各事業所管理者を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という。）とします。

(2) 委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めたときに開催します。

(3) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議

するものとします。

- ① 委員会の組織に関すること
- ② 本指針に整備に関すること
- ③ 高齢者虐待防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合の神戸町その他関係機関への通報の方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合の再発防止策及びその効果についての評価に関すること

#### **4. 職員研修に関する基本方針**

- (1) 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的知識を習得するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底、早期発見・早期対応の手順等とします。
- (2) 年1回以上実施します。また、新規採用時には必ず行います。
- (3) 研修の記録は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

#### **5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに神戸町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、神戸町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### **6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項**

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、担当者に報告します。また、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、神戸町の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止委

員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

(6) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて神戸町に報告します。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## **7. 成年後見制度の利用支援に関する事項**

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、神戸町又は本会の窓口を案内する等の支援を行います。

## **8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**

(1) 虐待等の苦情相談については、担当者は寄せられた内容について委員長に報告します。当該委員長が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

(2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

(4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## **9. 指針の閲覧に関する事項**

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、本会ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## **10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項**

「4. 職員研修に関する基本方針」に定める研修会のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

令和4年 2月 1日 作成